

第1号議案

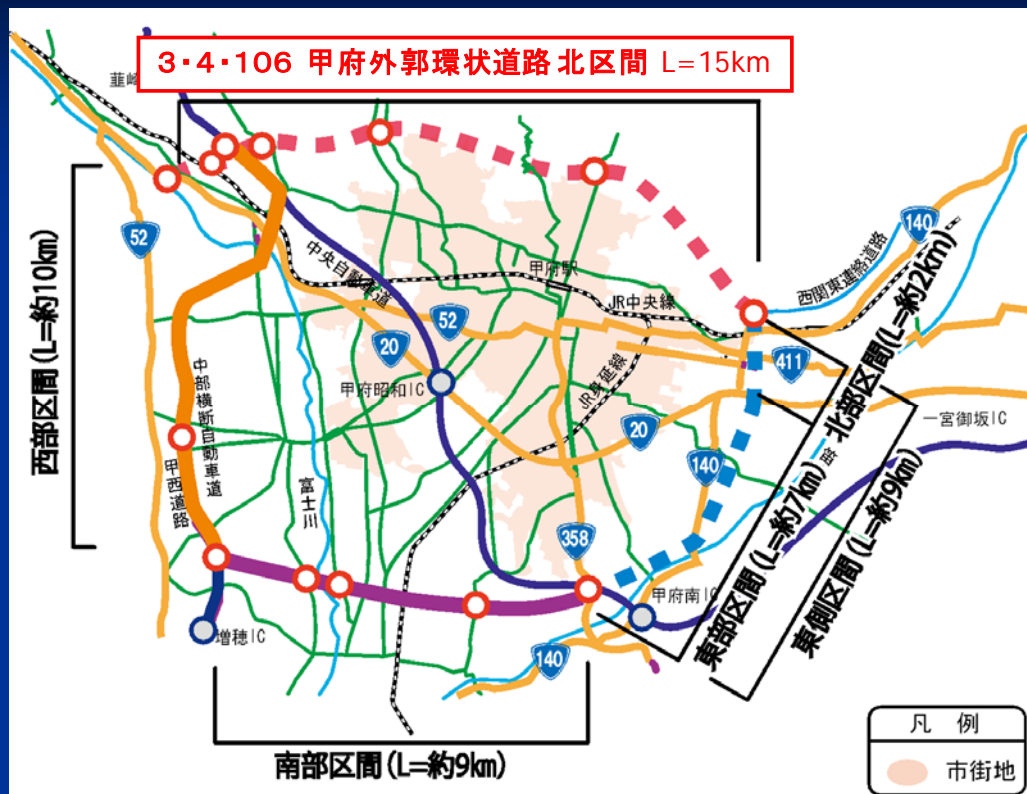
甲府及び韮崎都市計画道路の変更 (山梨県決定)

3・4・106甲府外郭環状道路北区間

第2号議案

都市計画道路甲府外郭環状道路北区間 に係る環境影響評価補正評価書

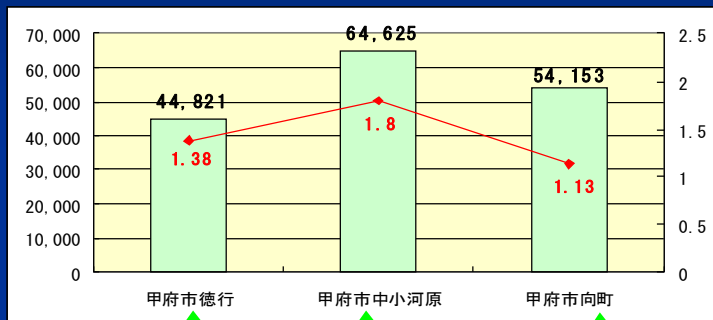
新山梨環状道路全域図（甲府外郭環状道路）



甲府外郭環状道路北区間の整備効果について

現状の課題（混雑度）

- 北部区間に並行する国道20号の最大交通量は、甲府市中小河原において約6万5千台/日となっている。
- また、平日の混雑度は、甲府市中小河原、甲府市徳行において、1.25を超えている。



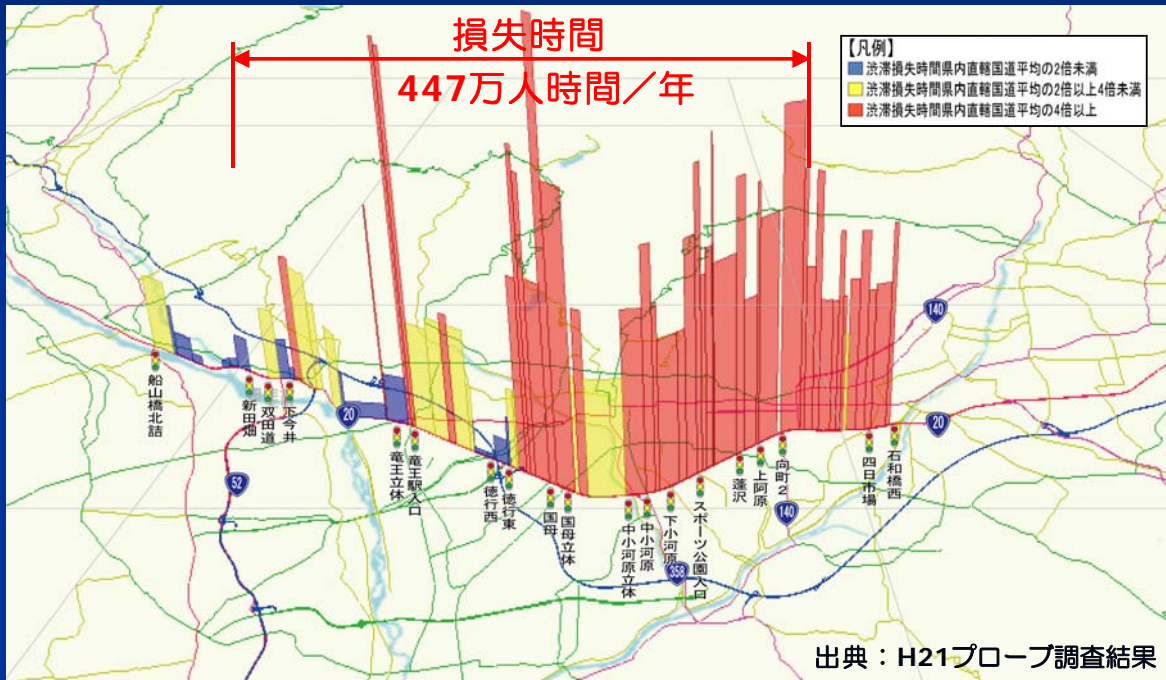
| 混雑度 | 状況の推定 |
|-----------|---------------------------------------|
| 1.0未満 | 昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。 |
| 1.0~1.25 | 何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。 |
| 1.25~1.75 | ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。 |
| 1.75以上 | 慢性的混雑状態を呈する。 |

出典：道路の交通容量（社）日本道路協会



現状の課題（交通渋滞）

■ 北部区間に並行する国道20号においては、昼間日中において20km/h以下の区間が多く、年間約447万人時間の渋滞損失が発生。



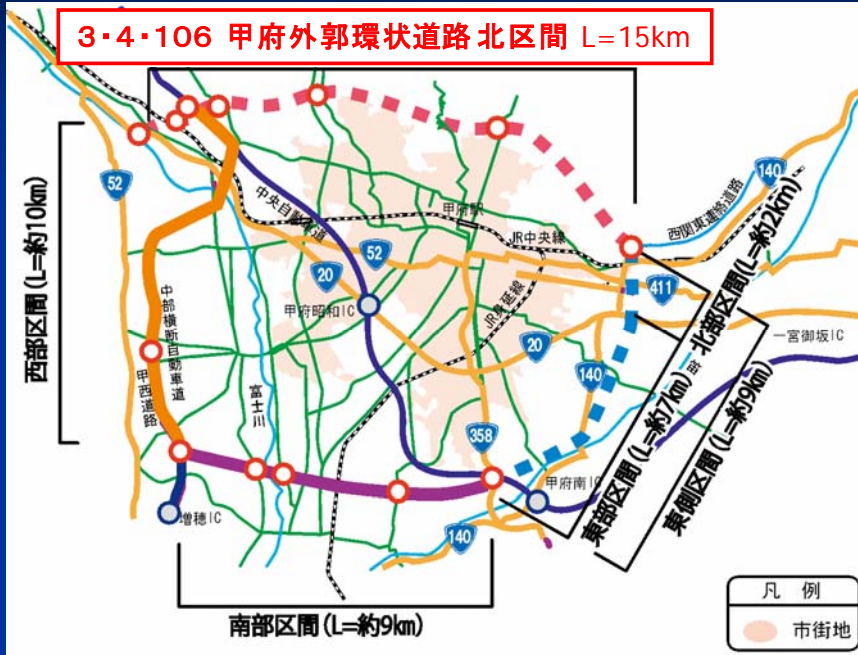
※ 渋滞損失時間とは、その区間を通過する自動車の全乗員が、渋滞のために失った時間を示す。

現状の課題（交通渋滞）

■ 甲府都市圏は一極集中型である放射状の道路網となっているため、中心市街地に用のない交通が流入し、慢性的な交通渋滞が発生。



甲府外郭環状道路（北区間）の整備効果



【主な整備効果】

- ・ 甲府都市圏の通過交通を分散・誘導することにより、渋滞の解消につながる。
- ・ 甲府都市圏の交通事故の減少が期待される。
- ・ 救急救命センターである県立中央病院への30分到達圏が拡大し、周辺地域における救急医療サービスの向上が図られる。
- ・ 企業立地に貢献する。
- ・ 地震・水害等の災害時における、緊急輸送機能の確保に寄与する。

甲府外郭環状道路北区間 の概略計画決定の経緯について

パブリック・インボルブメント（PI）手法を用いた概略計画の策定

平成11年8月～12月（4回開催）

新山梨環状道路懇話会



平成12年3月～4月（9回開催）

1次計画案の地元説明会開催



平成14年9月～12月（12回開催）

2次計画案の地元説明会開催



平成17年2月

概略計画の決定

技術レポート・環境レポートの公表 平成14年9月

市民の方々から様々な意見をいただくため、計画の必要性、ルート選定理由及び専門家の意見を記載した技術・環境レポートを公表し、**道路計画に対する積極的な情報開示**に努めました。

【特に専門家からの意見を求めたもの】

甲府北部オオタカ検討会 平成12年11月～
これまで14回開催

甲府北部史跡・遺跡調査委員会 平成13年7月～
これまで3回開催

アンケートの実施 平成14年9月
～平成15年5月

2次計画案を地元説明した後に、道路計画の進め方、整備の必要性についてアンケートを実施し、**約1700名から回答**がありました。

新山梨環状道路懇談会 平成16年12月
～平成17年2月（2回開催）

懇話会・懇談会・地元説明会等を通じ、地域住民や様々な立場の方から、計画に対する意見や提案を踏まえ、**段階的に概略計画ルートを決定**いたしました。

9

概略計画ルート選定・構造の考え方

○生活環境・自然環境・景観等に配慮しています。

○学校などの公共施設や家屋の密集地等をなるべく避けた計画としています。

○安全で快適な走行を確保し、自動車がスムーズに走れるように配慮しています。

○地域の利便性向上を図るため、主要な道路との接続を考慮しています。

○中央自動車道、中部横断自動車道及び西関東連絡道路と連絡する計画としています。

○史跡・移籍調査委員会の意見を踏まえ、沿道の重要な史跡・遺跡及びその景観に極力影響を与えないよう、道路の構造や位置に配慮しています。

○事業に係わるコストの縮減に留意しています。

10

甲府外郭環状道路北区間

計 画 図

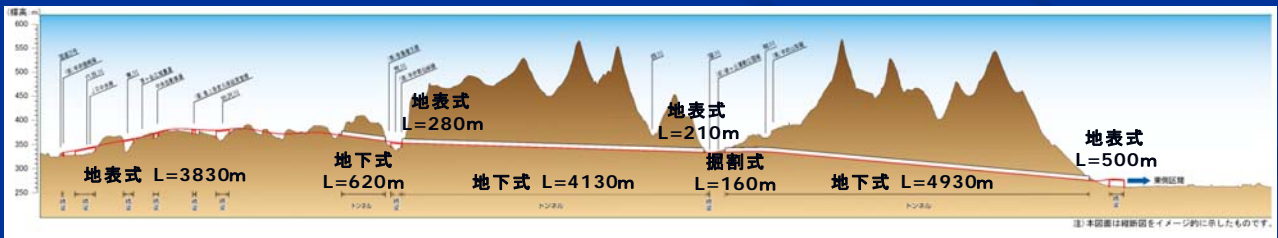
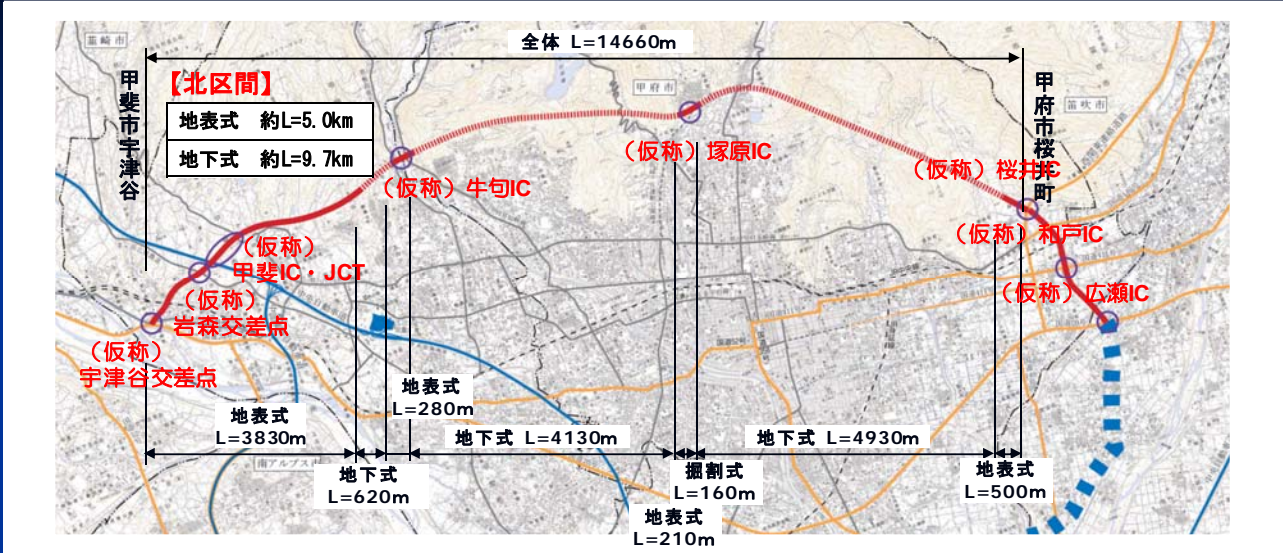
11

甲府及び韮崎都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間 計画の概要

| | |
|----------------|--|
| 路線名 | 3・4・106 甲府外郭環状道路北区間 |
| 起終点 | 自)甲府市桜井町 至)甲斐市宇津谷字田畑 |
| 主な通過点 | 甲府市塚原町、甲斐市牛匂、甲斐市岩森字東堀、甲斐市岩森字山の神 |
| 延長 | 約14,660m |
| 構造形式 | 地表式、掘割式、地下式 |
| 車線の数 | 4車線 |
| 幅員 | 18m |
| IC、JCT、 交差点 | (仮称)桜井IC、(仮称)塚原IC、(仮称)牛匂IC、(仮称)甲斐IC、 (仮称)甲斐JCT、(仮称)岩森交差点、(仮称)宇津谷交差点 |

12

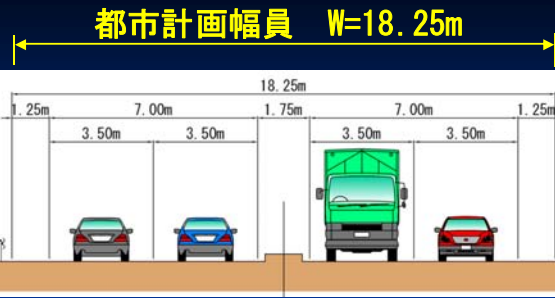
平面図、縦断図



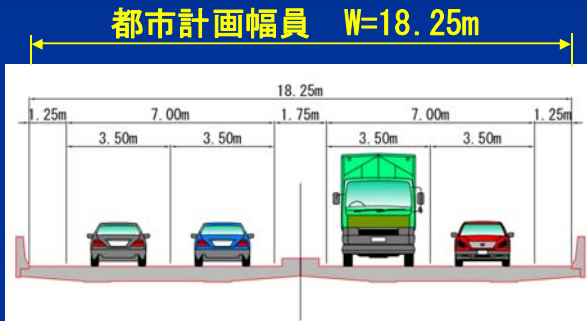
地下式 延長約9.7km
路線全体の約6割

標準断面図

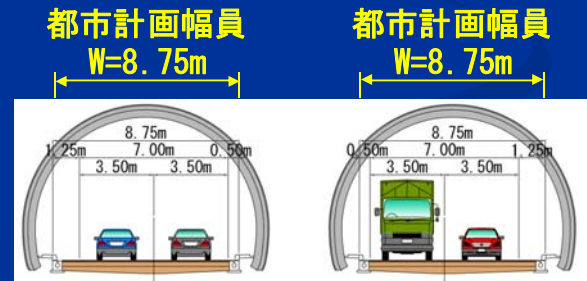
<土工部>



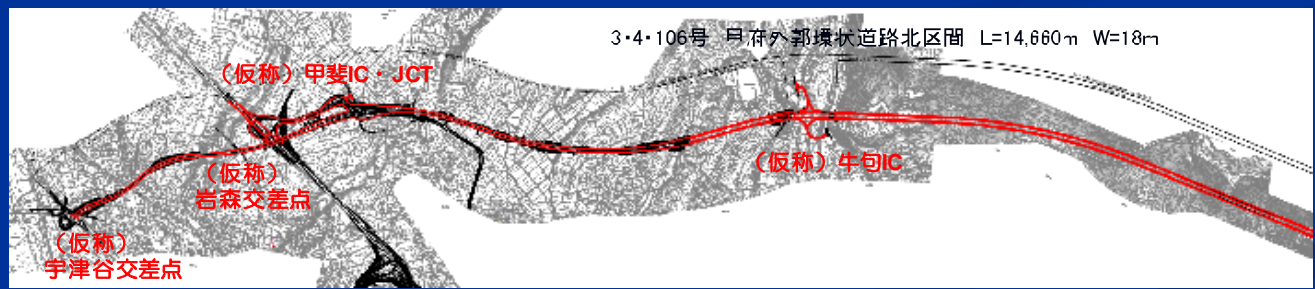
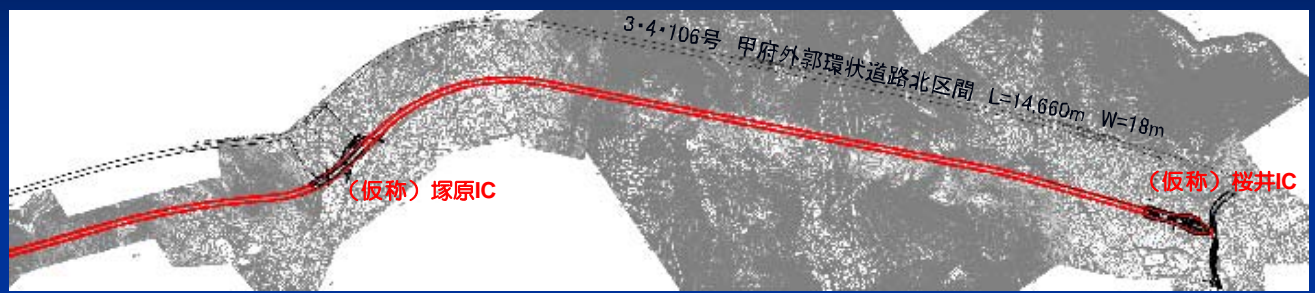
<橋梁部>



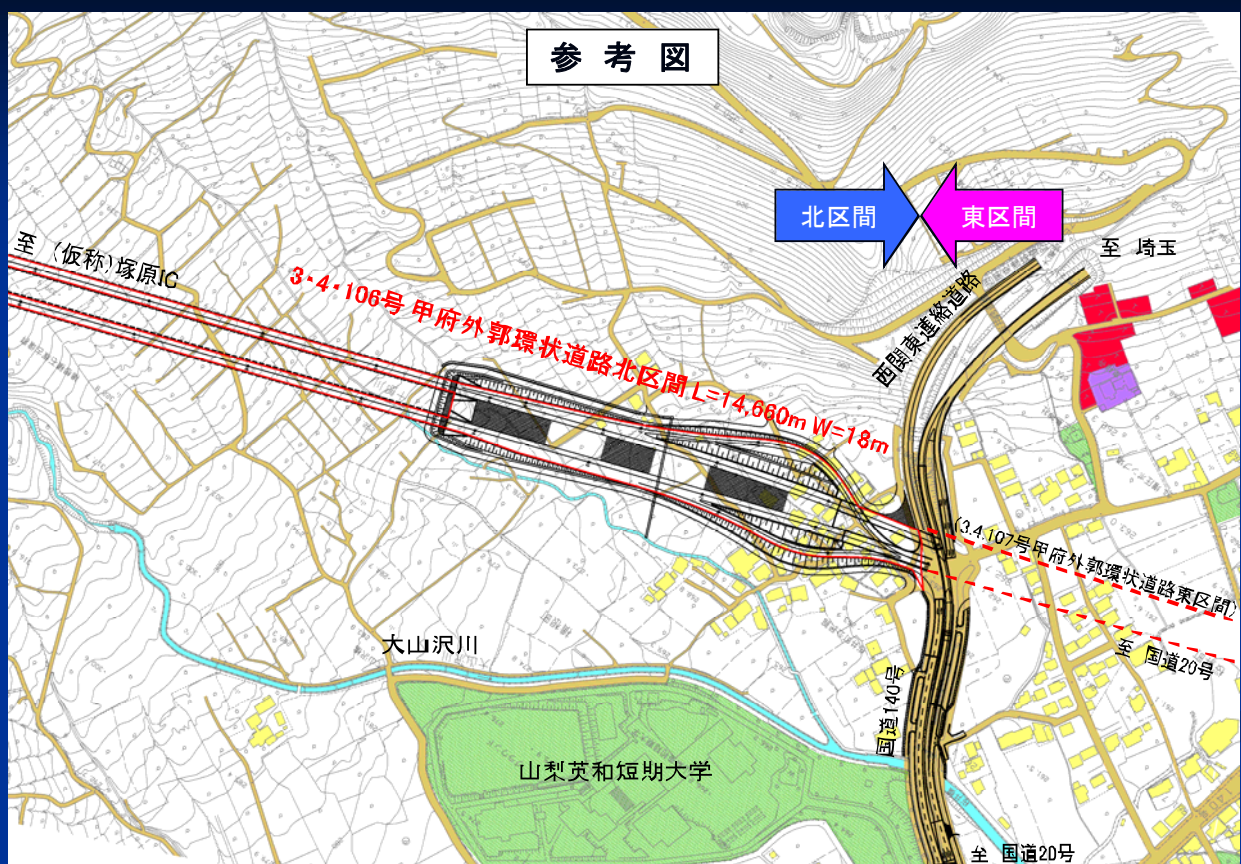
<トンネル部>



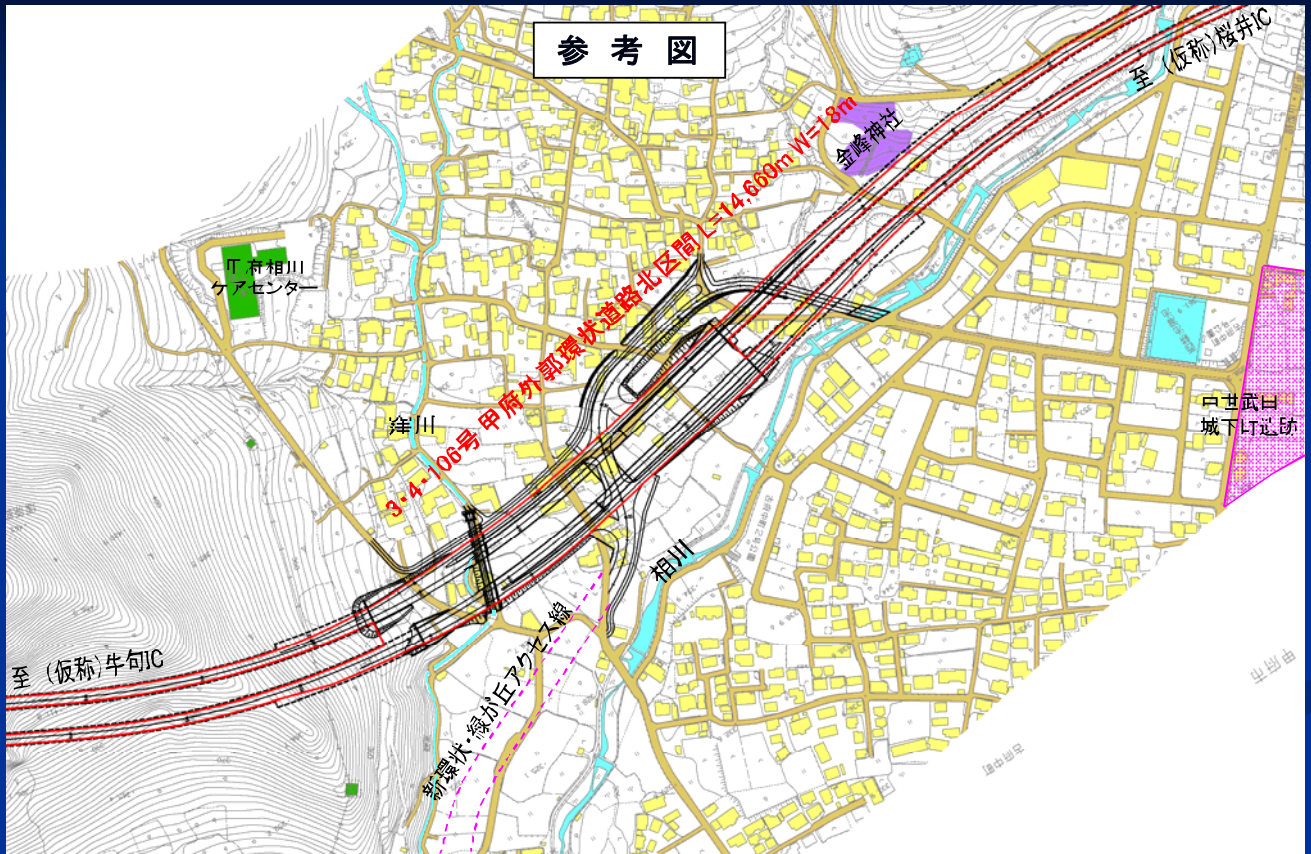
都市計画図（北区間全体図）



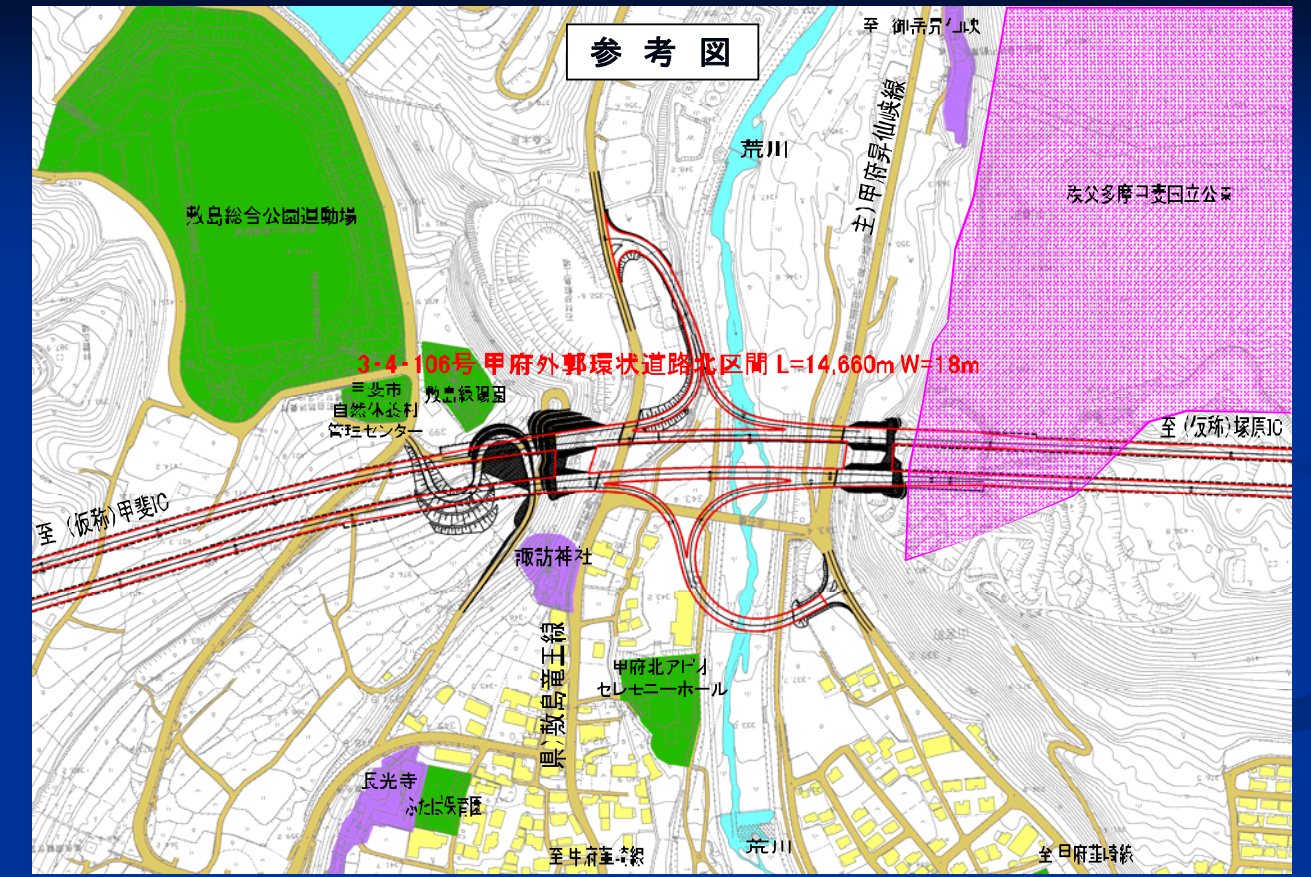
都市計画図北区間（桜井IC）



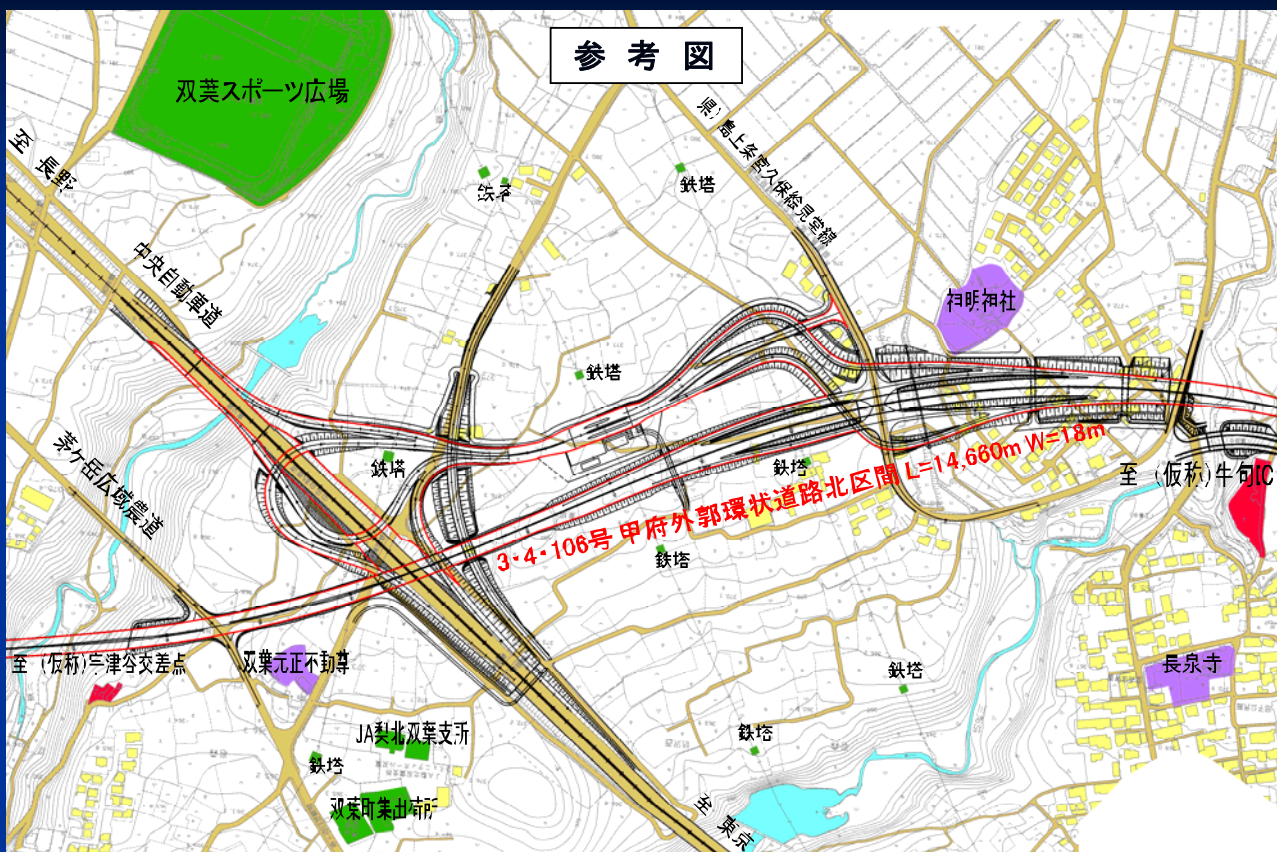
都市計画図北区間（塚原IC）



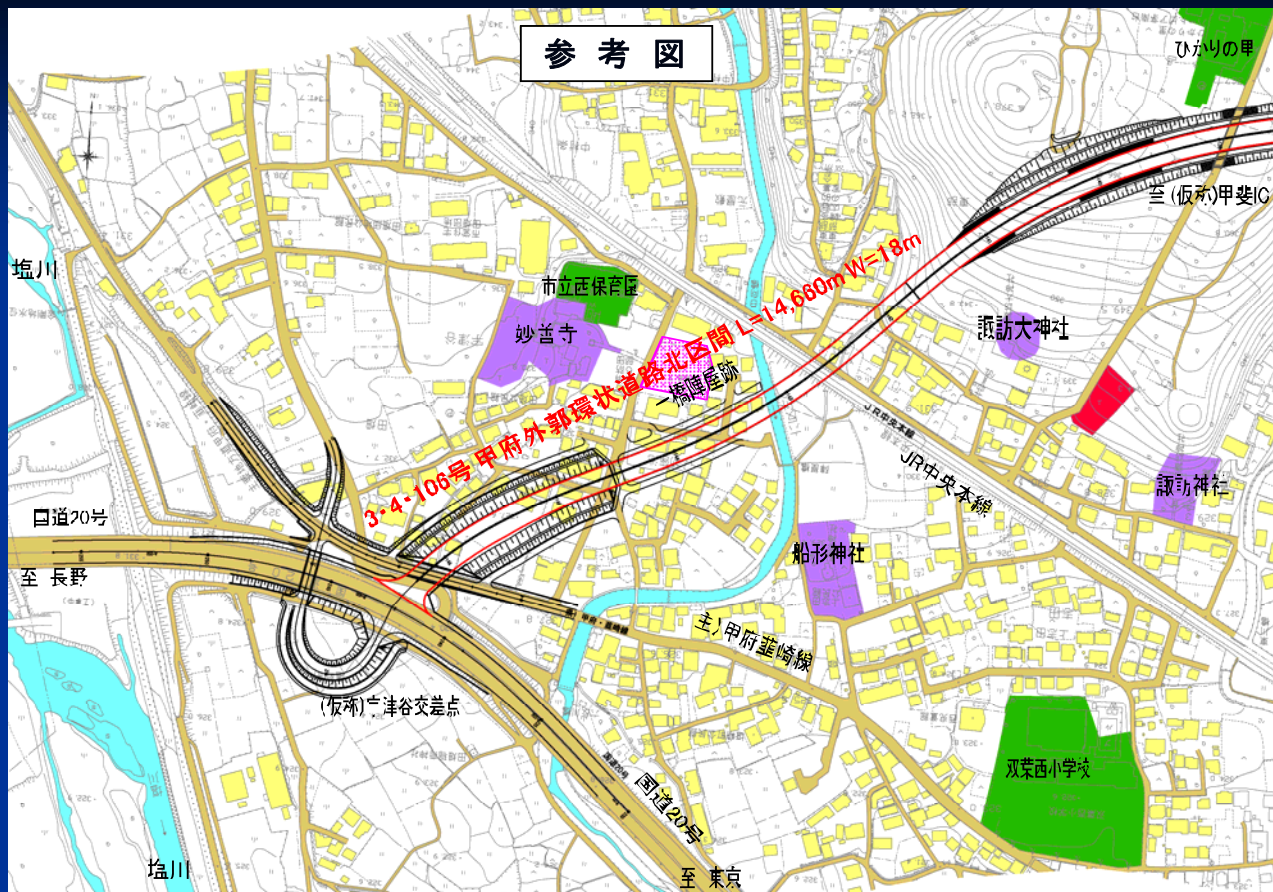
都市計画図北区間（牛勾IC）



都市計画図北区間（甲斐IC・JCT、岩森交差点）



都市計画図北区間（宇津谷交差点）



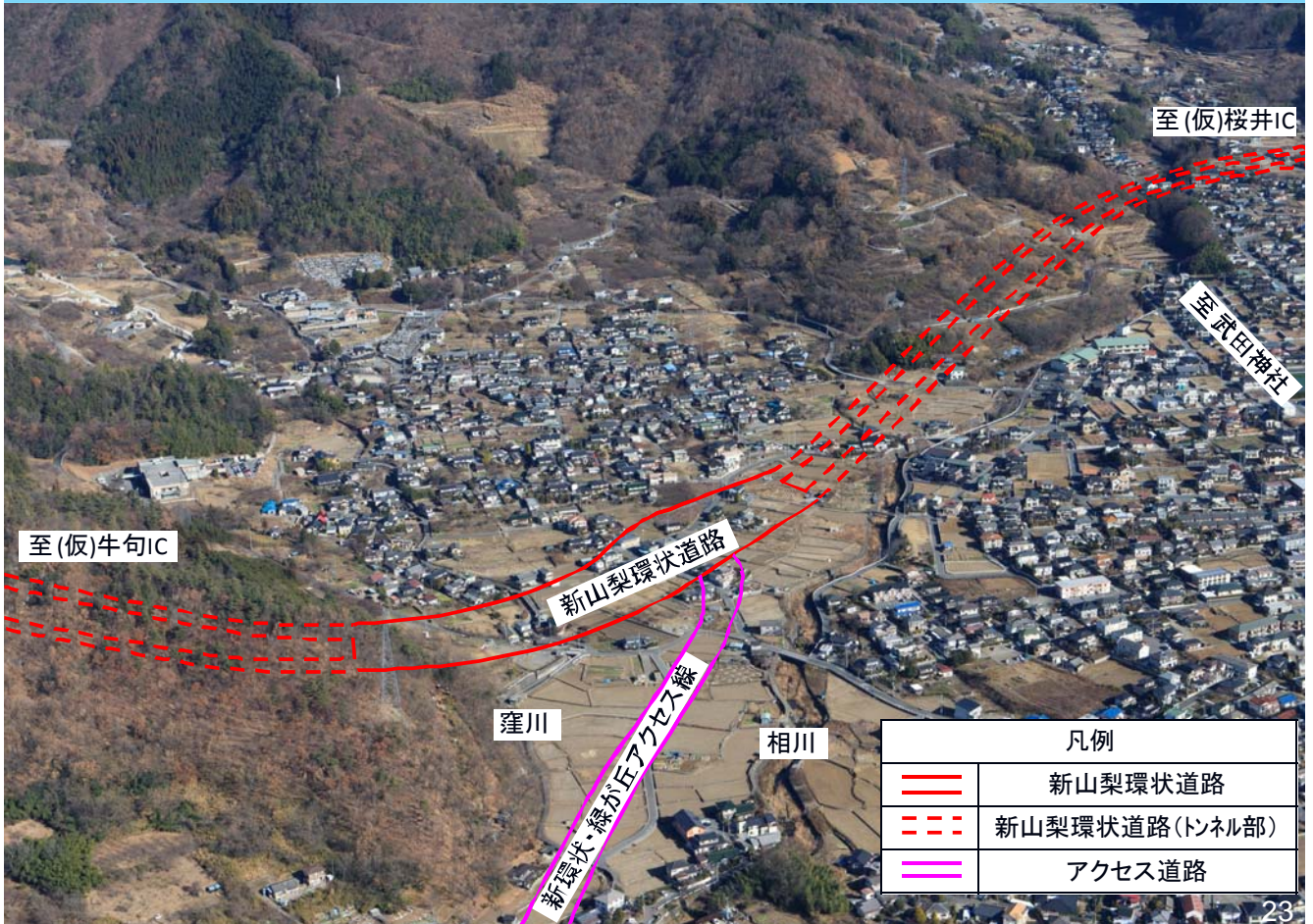
甲府外郭環状道路北区間

現地写真

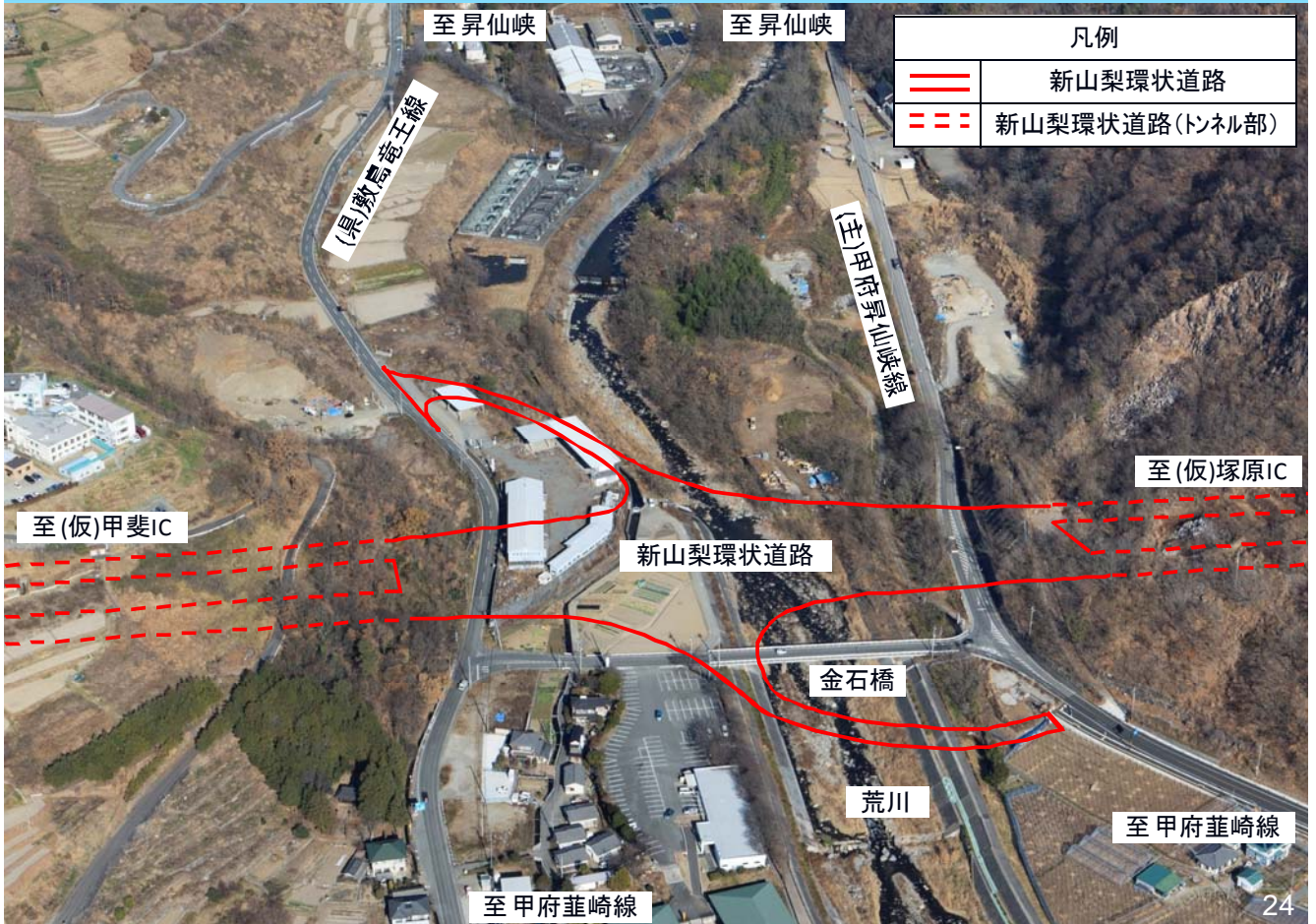
(仮) 桜井 I C



(仮) 塚原 I C



(仮) 牛匂 I C



(仮) 甲斐IC・JCT



(仮) 宇津谷交差点



国道20号向町2丁目付近渋滞状況



27

国道20号国母交差点付近渋滞状況



28

都市計画公聴会 の意見概要 と 都市計画決定権者 の見解

【都市計画手続き】

都市計画素案の説明会

都市計画原案の縦覧
都市計画公聴会

都市計画案
縦覧・意見書の受付

都市計画公聴会の意見の分類

| 公聴会 | 平成23年3月15日(甲府市会場) | 公述人数 | 甲府市会場 | 17名 |
|--------------------|-------------------|------|-------|-----|
| | 平成23年3月16日(甲斐市会場) | 公述人数 | 甲斐市会場 | 20名 |
| 意見分類 | | 意見数 | | |
| ・事業の必要性に関すること | | 8 | | |
| ・設計や通過ルートに関すること | | 14 | | |
| ・事業費に関すること | | 4 | | |
| ・交通量に関すること | | 2 | | |
| ・費用対効果に関すること | | 1 | | |
| ・事業の手続きや合意形成に関すること | | 5 | | |
| ・生活環境に関すること | | 4 | | |
| ・自然環境に関すること | | 1 | | |
| ・地下水や温泉に関すること | | 1 | | |
| ・工事や建設発生土に関すること | | 2 | | |
| ・その他 | | 3 | | |
| 合計意見数 | | 45 | | |

<公聴会における意見>

事業の必要性に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の減少、人口の減少が明らかである点から道路計画は見直すべきである。 ・渋滞解消には高規格道路の建設よりも、生活道路の整備こそが必要である。 ・新しく道路を造るのではなく公共交通を充実させるべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新山梨環状道路は、甲府市街周辺地域における渋滞ポイントの解消、都市間の連携強化、救急医療の搬送時間の短縮に果たす役割等から、甲府市街周辺地域として必要不可欠な路線と考えています。 ・渋滞箇所周辺の道路整備事業による混雑改善も期待されますが、幹線道路網の強化を図り、通過交通を甲府市街地周辺から排除する施策がもっとも効果的です。 ・公共交通の整備や生活道路等の既存の道路の整備につきましては、計画路線の建設と平行し適切な改良・整備を行って参ります。 |

<公聴会における意見>

設計や通過ルートに関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの危険地域、希少動植物が生育している地域にトンネルを造って大丈夫なのか。 ・土石流の発生を心配する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・十分な土被りを有していると考えていますが、今後、地質調査を実施し、トンネル上部への影響が生じないように配慮します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・西関東連絡道路と北部区間の接続には、インター方式またはスムーズなアクセスを考えて頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・西関東連絡道路との連結は、交通量的には平面交差点で十分処理が可能なことからダイヤモンド形式のインターチェンジとして計画しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を考えて盛土を高架方式にして頂きたい。 ・盛土では洪水の際の堤防となり周囲が冠水する。 ・ルートを変更してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全線を高架構造にすることは、事業コストや掘削土利用の観点から困難です。今後、詳細な検討を行っていく予定です。 ・洪水による影響については、技術基準に基づき、冠水が生じないよう計画して参ります。 ・また、通過位置については、走行安全性、事業コストから本ルートが最適であると考えています。 |

<公聴会における意見>

事業費に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・建設費用に加え維持修繕費用が多額となり心配である。・福祉や暮らし優先に使うべきである。・ハード面よりソフト面に使うべきである。 | <ul style="list-style-type: none">・新山梨環状道路は、甲府市街周辺地域における渋滞ポイントの解消、都市間の連携強化、救急医療の搬送時間の短縮に果たす役割等から、甲府市街周辺地域として必要不可欠な路線と考えています。・事業費については、事業実施段階において新技術などを導入し更なるコスト縮減に努めます。 |

<公聴会における意見>

事業の手続きや合意形成に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・地域に対する説明が不十分である。・住民の意向を反映し、意見を尊重して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none">・皆様との合意形成を図るために平成11年からご意見を伺いながら検討を進めて参りました。・今後は、環境影響評価準備書や都市計画案の公告・縦覧において更に多くのご意見を伺いながら、皆様方とともに計画作りをしていきたいと考えております。 |
| <ul style="list-style-type: none">・公聴会は学識経験者が出席すべきではないのか。 | <ul style="list-style-type: none">・公聴会は住民の皆様の意見を反映させるためのものです。今後、都市計画審議会において学識経験者等により審議されることとなります。 |

<公聴会における意見>

生活環境に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住宅密集地での工事による振動が心配される。・排気ガス、粉じん、騒音のことをどのように考えているか。・環境・健康へ配慮して欲しい。・景観の良い場所に公害を起こす道路はらない | <ul style="list-style-type: none">・大気質、騒音、振動、低周波振動等について現地調査を実施しました。それらの結果を踏まえ予測計算を実施し、環境影響評価準備書を作成しました。また、工事中の大気質、騒音、振動の影響についてもあわせて記載しております。 |

都市計画案に対する 住民意見の概要 と 都市計画決定権者の 見解

【都市計画手続き】

都市計画素案の説明会

都市計画原案の縦覧
都市計画公聴会

都市計画案
縦覧・意見書の受付

都市計画案に対する住民意見の分類

| | | |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 都市計画案の公告 ・縦覧(法17条) | 平成23年9月26日 ～平成23年10月26日 | 意見者数 43名 意見書(平成23年11月9日 まで) 50通 |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|

| 意見分類 | 意見数 |
|-----------------|-----|
| ・事業の必要性に関すること | 13 |
| ・設計や通過ルートに関すること | 2 |
| ・費用対効果に関すること | 1 |
| ・その他 | 1 |
| 合計意見数 | 17 |

<都市計画案に対する意見>

事業の必要性に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見すえ、本当に必要なものであるかどうか判断すべき。 ・これ以上、公共事業による借金を次世代に回してはならない。 ・予算は震災復興にまわすべきである。 ・環境を破壊してまで必要な事業なのか。 ・人口の減少、高齢化問題への対応施策、水害や地震に強い街づくりを優先すべきである。 ・本県の産業振興に役立たない。 ・生活道路等の整備に費用を使うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画路線への交通の転換による国道20号渋滞の緩和に伴う交通流、物流等の円滑化、都市間の移動・輸送時間が短縮されることによる地域の活性化、県立中央病院への周辺地域からのアクセス時間が短縮されることによる緊急医療サービスの向上が図られることから、甲府都市圏全体として必要不可欠な路線と考えています。 |

<都市計画案に対する意見>

設計や通過ルートに関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・農園の真下にトンネルが通るなど絶対に認めない。・家屋を避けるルート設定は出来なかったのか。 | <ul style="list-style-type: none">・計画の初期段階から広く情報の提供及び意見の収集を行った上で計画しています。計画ルートは、甲府盆地北部の山間部や住宅地を通過することから、市街地への影響を極力避けたルートを基本として、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上を考慮しつつ、自然環境や景観、遺跡、既存の土地利用等への影響が可能な限り小さくなるよう配慮しています。 |

費用対効果に関すること

| 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・費用便益比の根拠を明示すること。 | <ul style="list-style-type: none">・費用対効果については、事業実施段階において、最新の人口動向や道路ネットワークの条件および手法により算出します。 |

39

第1号議案

甲府及び韮崎都市計画道路の変更 (山梨県決定)

3・4・106甲府外郭環状道路北区間

第2号議案

都市計画道路甲府外郭環状道路北区間 に係る環境影響評価補正評価書

40

環境影響評価の 項目と 予測評価について

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣の
意見

環境影響評価書の補正

環境影響評価の項目

①大気質

②騒音

③振動

④低周波音

⑤地下水の水位

⑥地形及び地質

⑦日照障害

⑧動物

⑨植物

⑩生態系

⑪景観

⑫人と自然とのふれ
あいの活動の場

⑬廃棄物等

環境影響評価の結果 ①大気質

■自動車の走行に係る予測



○ 自動車の走行に係る予測位置

2-1 大気質

■自動車の走行に係る予測

二酸化窒素 (NO₂) [日平均値の年間98%値]

既存道路の影響を考慮した予測結果

(単位 : ppm)

| 予測地点 | 日平均値の年間98%値 | 評価 |
|------------|-------------|--------------------|
| 桜井IC周辺 | 0.035 | 基準又は目標との整合が図られている。 |
| 塚原IC周辺 | 0.035 | |
| 牛匂IC周辺 | 0.024 | |
| 甲斐IC・JCT周辺 | 0.022 | |
| 岩森交差点周辺 | 0.033 | |
| 宇津谷交差点周辺 | 0.032 | |
| 整合を図るべき基準等 | 0.06以下 | |

環境影響評価の結果

基準を下回っている、又は影響が少ない。



周辺環境への著しい影響が少ない。

基準を上回っている、又は影響がある。



影響を少なくするための環境保全措置を講じることにより、周辺環境への著しい影響を軽減する。

準備書についての 住民意見 の概要と見解

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣の
意見

環境影響評価書の補正

■環境影響評価準備書に対する住民意見

○準備書の住民意見(意見書)の受付

平成23年9月26日～平成23年11月9日

○意見書数及び提出者数

| 意見書数 | 提出者数 |
|------|------|
| 63通 | 44人 |

○意見書数及び提出者数

| 項目 | 住民意見数 | |
|--------|-----------------|---|
| 全般的な事項 | 5 | |
| 個別的な事項 | 大気質(大気汚染) | 2 |
| | 騒音 | 1 |
| | 振動 | 1 |
| | 低周波音(空気振動) | - |
| | 地下水の水位及び水質(水象) | 6 |
| | 動物・植物・生態系 | 7 |
| | 景観(風景・景観) | 5 |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | - |
| | 廃棄物等 | 2 |
| 合計意見数 | 34 | |

47

■環境全般に関すること

住民意見の概要

- ・道路沿道となる地域の中には保育園や小学校のある新興住宅地もあり衛生的によくない。
- ・トンネル構造は、地上構造以上に環境に及ぼす影響が大きい。
- ・予測値が全て基準を満足していることに納得できない

都市計画決定権者の見解

- ・市街地への影響を極力避けたルートの基本として、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上を考慮し、影響が可能な限り小さくなるよう配慮します。
- ・重要な史跡・遺跡及びその景観等に対して、地上構造よりも影響の少ないトンネル構造主体に計画としています。
- ・国土交通省令に示された手法により実施しています。

48

■地下水・地盤に関すること

| 住民意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> トンネル掘削中若しくはトンネル完成後において、構造物による地下水脈の分断や地下水流動の変化、地下水位の低下による井戸・棚田等の水枯れ、温泉の泉源の枯渇、地盤の隆起や沈下といった影響は生じないのか 地下水流の変化を十分に把握する調査を実施し、水流の方向とトンネルの関係を示してもらいたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 温泉水は沢水やボーリング孔の地下水と明らかに水質が異なり、計画路線周辺の地下水との関連性は低い。 工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法へ反映させることで、地下水の水位への影響の低減を図ることから、井戸・棚田等への影響、地盤の変位等の影響はほとんど生じない。 個別の井戸等については、事業実施段階で、井戸分布等の詳細な調査を行い、必要に応じて適切な対策を行います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 自家用井戸、棚田、温泉の泉源に対して影響が見られた場合には補償してもらえるか。 | |

49

■動物・植物・生態系に関すること

| 住民意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> トンネルから排出される窒素酸化物による、絶滅危惧種に指定されている動植物に対する影響が心配。 高位の動物が生息するための、低位の動物や植生がどのように保証されるのか。 生態系の保全の観点からも、希少種の調査、保護、回避などたくさんの課題がある。 | <ul style="list-style-type: none"> オオタカ等、生息・生育環境が保全されない可能性がある重要な動植物種については、環境保全措置を実施し、環境負荷の低減に努めます。 予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事後調査結果で、影響が確認された場合には誰が責任をとるのか。計画の中止やルートの変更は行われるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。 |

50

■景観に関すること

| 住民意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・甲府盆地に広がる山々の眺望、ぶどう棚や果樹園の四季折々の景観を守るべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画路線は、トンネル構造を始めとした道路構造の検討を実施しており、景観への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っています。 ・景観の構造に変化が生じると予測された地点は、周辺景観との調和に配慮した構造物(橋梁等)の形式、デザイン、色彩の検討等の環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・もっと近景からの視点を導入すべき。 ・住民の生活圏の範囲で具体的に示すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観に変化が生じると想定される眺望点を設定しました。 |

準備書についての 知事意見 の概要と対応

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣の
意見

環境影響評価書の補正

■環境影響評価準備書に対する知事意見

環境影響評価準備書に対する知事意見の送付日

平成24年5月11日

| 項 目 | | 知事意見数 |
|-------------------|-----------------|-------|
| 全般的な事項 | | 37 |
| 個別的な事項 | 大気質（大気汚染） | 4 |
| | 騒音 | 3 |
| | 振動 | 1 |
| | 低周波音（空気振動） | 1 |
| | 地下水の水位及び水質（水象） | 10 |
| | 動物・植物・生態系 | 20 |
| | 景観（風景・景観） | 10 |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 10 |
| | 廃棄物等 | 12 |
| その他 （評価書の項目以外） | 水質汚濁 | 3 |
| | 土壌汚染 | 3 |
| | 温室効果ガス | 1 |
| 合計意見数 | | 115 |

53

■全般的な事項

| 知事意見の概要 | 対 応 |
|---|--|
| ・準備書の縦覧後、新たに知事に情報提供を行った補足資料を評価書に記載すること。 | ・山梨県環境影響評価等技術審議会へ提供した資料を追加しました。 |
| ・現在の環境の状況、環境保全措置の実施前、環境保全措置の実施後の比較を行い、評価書に記載すること。 | ・知事意見のとおり比較結果を追加しました。 |
| ・対象事業の実施中及び実施後における事後調査を実施し、事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。 | ・山梨県環境影響評価条例に基づき、事業の実施中及び実施後に調査等を実施し、中間報告書及び完了報告書の作成を行います。 |

54

■地下水の水位及び水質

| 知事意見の概要 | 対 応 |
|--|---|
| <p>温泉について、工事着手前に掘削や採取の深度等の実態把握と継続的な監視による温泉への影響の早期把握に努めること。</p> | <p>・温泉の現状については、事業着手前に掘削や採取の深度、利用方法等の実態把握を行います。</p> |
| <p>地下水(温泉を含む)の予測については、工事による影響を把握するため、トンネル掘削による地下水及び小河川等の水資源への影響、トンネル工事に伴う浸出水について継続的なモニタリング調査を実施し、中間報告書及び完了報告書に結果を記載する旨を評価書に記載すること。</p> | <p>・知事意見のとおり対応を行います。なお、著しい変化が生じた場合は必要な改善策を講じます。</p> |

■動物・植物・生態系

| 知事意見の概要 | 対 応 |
|--|---|
| <p>キクガシラコウモリの環境保全措置として設置されるボックスカルバートの設置位置、構造等を詳細にすること。</p> | <p>・事業着手までに環境保全措置の具体的な検討を行います。</p> |
| <p>ミゾゴイについて、事業着手までの間に、営巢の有無及び行動圏と当該事業区域の関係性について確認し、影響が危惧される場合においては、環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <p>・知事意見のとおり対応し、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。</p> |
| <p>事業実施中の調査結果等の公表については、工区毎の作業工程等を基に検討すること。</p> | <p>・調査結果等の公表時期については、調査及び環境保全措置の進捗状況を勘案し、関係機関と協議します。</p> |

■ 景観

| 知事意見の概要 | 対応 |
|--|--|
| 景観の環境保全対策について、複数案の検討等を行い、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。 | ・現段階においては、橋梁形式等が確定していないことから、事業実施段階で検討することとします。 |
| 地域住民の視点に立った視点場の追加を検討すること。 | ・知事意見の別表に掲げる視点場等を参考として視点場を追加しました。 |

■ 人と自然との触れ合いの活動の場

| 知事意見の概要 | 対応 |
|---|--|
| 各地点の利用環境の記載については、「主要なふれあい活動の場」を取り巻く自然資源と景観上の特性について検討すること。 | ・人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点のうち、計画路線が視認される地点については、景観の項目においてフォトモンタージュによる視覚的な表現方法による予測等を実施しました。 |

57

■ 廃棄物等

| 知事意見の概要 | 対応 |
|---|-----------------------|
| 建設発生木材については、立木の伐採により発生する木材とそれ以外の木材を分けて記載するとともに、「再資源化できない建設発生木材」の種類、性状及び量を評価書において明らかにすること。 | ・知事意見のとおり補足資料を追加しました。 |

58

評価書についての 国土交通大臣意見 の概要と対応

【環境影響評価手続き】

環境影響評価方法書
縦覧・意見書の受付

方法書に関する知事意見

調査・予測・評価の実施

環境影響評価準備書
縦覧・説明会・意見書の受付

準備書に関する知事意見

環境影響評価書

環境大臣・国土交通大臣の
意見

環境影響評価書の補正

環境影響評価書に対する国土交通大臣意見

環境影響評価書に対する国土交通大臣意見の送付日

平成24年11月12日

| 項 目 | | 大臣意見 |
|---------------|------------|------|
| 個別的な事項 | 地下水の水質及び水位 | 1 |
| | 動物 | 1 |
| | 景観 | 1 |
| | 廃棄物等 | 1 |
| その他(評価書の項目以外) | 温室効果ガス | 1 |
| 合計意見数 | | 5 |

◆地下水の水質及び水位

| 番号 | 国土交通大臣意見の概要 | 評価書への対応(補正) |
|----|---|-----------------------------------|
| 1 | トンネル掘削工事については、 地下水低下 が見られた場合、 施工方法の検討 も含め、 確実な対策 を実施すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |
| | 温泉 については、 継続的にモニタリング を実施すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |

◆動物

| 番号 | 国土交通大臣意見の概要 | 評価書への対応(補正) |
|----|---|-----------------------------------|
| 2 | キクガシラコウモリ の代償措置(ボックスカルバート)の具体的内容を専門家等の意見を踏まえ十分に検討し、 適切に措置 を実施すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |
| | オオタカ については、工事着手前に 繁殖状況を確認 し、 繁殖期間中の工事中止 を含め、専門家等の意見を踏まえ 適切に措置 を実施すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |
| | キクガシラコウモリ 、 オオタカ の 事後調査結果 を 適切に公表 すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |

◆景観

| 番号 | 国土交通大臣意見の概要 | 評価書への対応(補正) |
|----|--|---|
| 3 | ・ 秩父多摩甲斐国立公園 が視認できる予測地点は、 秩父多摩甲斐国立公園 を 適切に盛り込む こと | ・2箇所の予測地点において 秩父多摩甲斐国立公園 を 追加 しました。 |

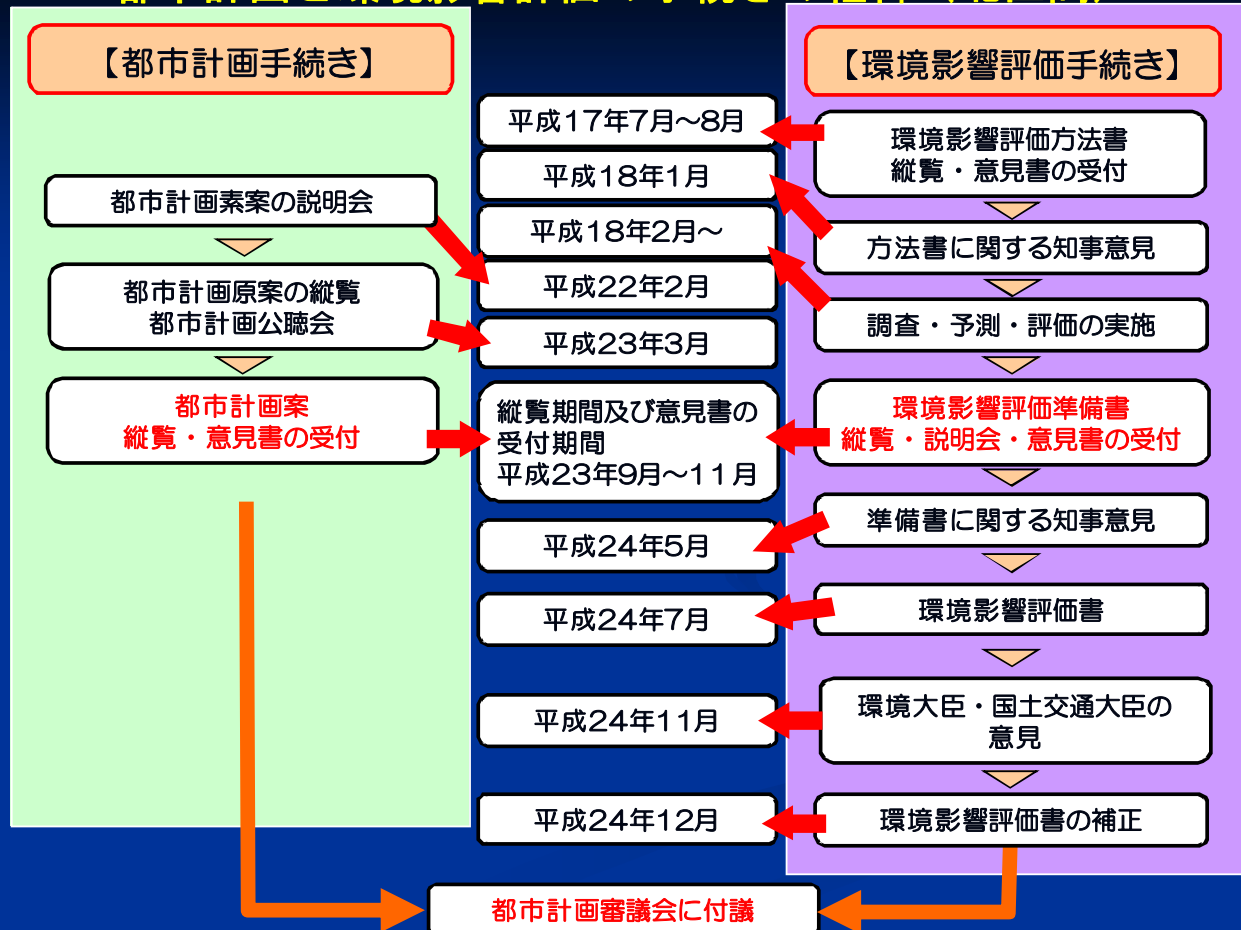
◆廃棄物等

| 番号 | 国土交通大臣意見の概要 | 評価書への対応(補正) |
|----|---|-----------------------------------|
| 4 | 工事の実施に当たっては、 残土の搬出先、搬出先ごとの搬出量を把握すること | ・ 意見のとおり実施する旨 を評価書に追記しました。 |

◆温室効果ガス

| 番号 | 国土交通大臣意見の概要 | 評価書への対応(補正) |
|----|--|---------------------------------------|
| 5 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく 特定調達品目等の使用等 に努めること | ・ 意見のとおり努める旨 を評価書に追加しました。 |
| | 効率的な施工が温室効果ガスの排出量削減に寄与することから、 効率的な施工計画を策定 するよう努めること | ・ 意見のとおり努める旨 を評価書に追加しました。 |
| | トンネル内の 照明等の施設の省エネ化 等を進め、できる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めること | ・ できる限り意見のとおり努める旨 を評価書に追加しました。 |

都市計画と環境影響評価の手続きの経緯（北区間）



手続きの整合について



**都市計画手続きとの整合が
図られている。**

意見の反映について



**可能な範囲で評価書を
補正している。**